

# 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (第8次栽培漁業基本計画) の概要について【R4~8年度】

## 目的

- ・本道の漁業生産量の7割を占める栽培漁業を計画的に推進するため策定します。
- ・新たに養殖の取組や、水温上昇、赤潮の発生など海洋環境の変化に対応した取組を推進します。

## 1 水産動植物の種苗生産・放流等に関する指針

- ・栽培漁業による資源造成の取組をより一層推進します。
- ・海域の特性に応じた栽培漁業の取組を強化します(赤潮対応含む)。
- ・栽培漁業の広域的な展開を促進します。
- ・生物多様性等の保全への配慮をします。
- ・栽培漁業に関する道民の理解の醸成と普及を図ります。

## 2 種苗放流の推進について

- ・種苗放流を計画的に推進するため「放流推進種」を設定して種苗放流の計画数を定めるほか、種苗生産や放流等にかかる技術の向上を図るため、目標段階(A~F)を設定します。

### ■放流推進種の放流計画数及び目標段階

魚種名	現計画(R3)	目標(R8)
ヒラメ	2,200	1,320
マツカワ	1,000	1,000
ニシン(日本海北部)	2,000	2,000
ニシン(日本海南部)	500	1,400
ニシン(湖沼性)	2,000	2,400
キツネメバル	400	(削除)
ホタテガイ	3,170,000	3,562,500
エゾアワビ	650	1,000
エゾバフンウニ	43,400	54,647
キタムラサキウニ	3,100	1,980
マナマコ	4,000	12,600

単位:千尾(個) 増加 減少 変更なし  
※「-」は事業化済みの魚種

### ■目標段階の内訳

段階	内容
A 新技術開発期	・種苗生産技術の基礎開発
B 量産技術開発期	・種苗量産技術の開発
C 放流技術開発期	・効果的な放流手法の検討
D 事業化検討期	・資源量に応じた放流数量の検討 ・受益の範囲や規模の把握
E 事業化実証期	・種苗生産・放流体制の整備 ・放流効果の検証経費負担検討
F 事業実施期	・持続的な栽培漁業の成立

## 3 養殖の推進について

- ・これまで栽培漁業で培った技術を活かし、計画的かつ安定した生産を見込むことができる魚類養殖などの新たな増養殖に積極的に取り組むため「養殖推進種」を設定し、技術向上を図るための目標段階を設定します。

### ■養殖推進種と目標技術段階

魚種名	目標(R8)
アサリ バカガイ イワガキ マナマコ	C'
サケ・マス類 ムール貝	D'
ホタテガイ エゾアワビ マガキ エゾバフンウニ キタムラサキウニ コンブ類	F'

### ■目標段階の内訳(養殖推進種)

段階	内容
A 新技術開発期	放流推進種と同様
B 量産技術開発期	
C' 養殖技術開発期	・基礎的な育成技術を開発
D' 養殖実証期	・養殖技術の普及・取組体制整備 ・地域と連携し事業化手法を検討
E' 事業化実証期	・バリューチェーンの構築 ・付加価値向上や経費削減の実証
F' 事業実施期	・持続的な養殖業が実施される

## 4 技術開発の推進について

- ・種苗の量産技術を開発するため、事業化の可能性のある魚種を「技術開発推進種」に設定します。
- ・また、赤潮で被害を受けた太平洋のツブ類や、資源が減少しているオホーツク海のケガニについて、地域と連携し種苗生産技術を開発します。

### ■技術開発推進種と目標段階の内訳

魚種名	段階	課題
シシャモ	B	・大型種苗の量産技術
アカガイ類	A	・親貝の飼育と採卵技術
エゾイカガイ	A	・幼生~稚貝の飼育技術

- ・ゲノム編集等の技術で開発された品種の種苗放流は、生態系に及ぼす影響が不明確なため行いません(道民意見提出手続による意見を踏まえ追加)。